

電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2007(案)

2007年9月
総務省

本実施細目は、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針2006～2008」(2006年10月)を踏まえつつ、2007年度における「電気通信事業分野における競争状況の評価」(以下「競争評価」という。)の具体的な実施プロセス等の詳細を定めるものである。

1 2007年度競争評価の基本方針

今回の競争評価についても、前年度と同様に、定点的評価と戦略的評価の2本柱で実施する。

1-1 定点的評価

定点的評価の対象は、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向けネットワークサービスの4領域とする。

定点的評価においては、重点的に評価を行う領域として、固定電話(2005年度)並びにインターネット接続及び法人向けネットワークサービス(2006年度)を取り上げたところであり、2007年度においては、移動体通信を重点領域として取り上げる。

1-2 戦略的評価

戦略的評価は、競争政策の展開との機動的な連携を図る観点から、特定のテーマに焦点を当てて2006年度から実施しており、評価対象とする具体的テーマについては、実施細目において定めるものである。

2007年度における戦略的評価は、

- ① プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析
 - ② 事業者間取引が競争に及ぼす影響に関する分析
- の2つのテーマについて行う。

なお、戦略的評価は2段階で実施する。具体的には、上記①の実施及び中間取りまとめの公表の後、引き続き、上記②の実施及び中間取りまとめの公表を行うこととし、時

宜に応じた評価結果の公表に努める。なお、評価結果全体の取りまとめは、定点的評価とともに、2008年5月目途で包括的に取りまとめ、意見招請手続を踏まえて最終的に確定する。

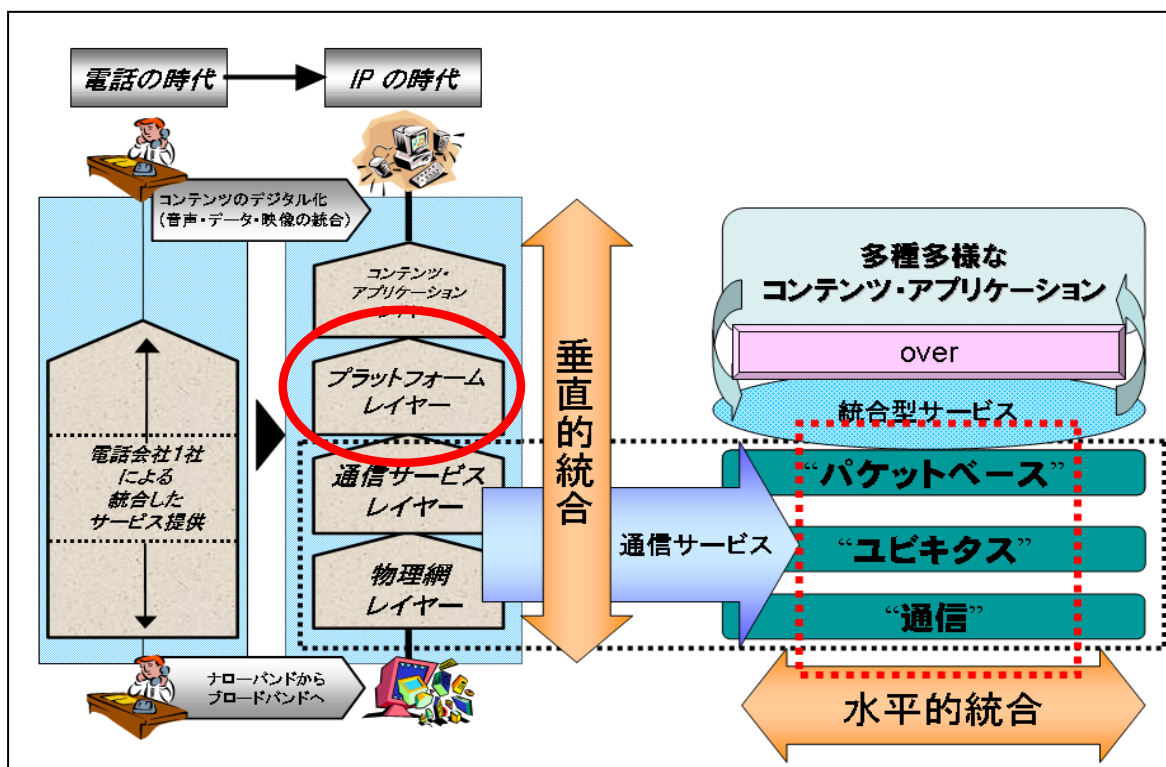
① プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析

認証・課金、QoS制御等のプラットフォーム機能については、ブロードバンド化やIP化が進展し、垂直統合型のビジネスモデルが登場する中、その果たすべき役割が注目されている。

このため、プラットフォーム機能の概要と市場における実態について整理を行うとともに、当該機能が新事業創出等を通じて、市場における競争に与える影響について定性的・定量的な分析を行う。

その際、プラットフォーム機能については多様なプレーヤーが関与しており、また検討すべき視点・事項についても相当の広がりが見込まれることから、競争評価の実施に先立って調査内容や論点に関する意見募集(NOI : Notice of Inquiry)を実施する。更にこれを踏まえ、利用者及び事業者を対象としてアンケート調査等を実施し、競争環境や利用者に与える影響に関する分析に資することとする。

<レイヤー型競争モデル 概念図>



② 事業者間取引が競争に及ぼす影響に関する分析

定点的評価においては、主として小売市場に焦点を当てて分析を実施している。しかし、事業者間の取引形態が複雑化し、かつIP化等が進展する中、事業者間取引における競争実態について正確に把握することが競争政策上も極めて重要なものとなっている。

このため、事業者間取引について、2006年度に引き続き分析を行う。前年度の競争評価においては、事業者間取引の概要の整理や卸売市場の市場画定の在り方、卸売市場と小売市場の競争状況に関する分析等を行ったが、2007年度においてはこれを更に発展させ、事業者間接続と卸を区別した分析を行う等、市場画定に向け、より精緻な検討を行うこととする。また、事業者間取引における競争が小売市場の競争に与える影響についても、可能な範囲で分析を行う。

なお、事業者間取引の分析について2年目を迎えるに当たり、改めて調査内容や論点に関する意見募集(NOI)を実施する。さらにこれを踏まえ、事業者に対するヒアリング調査等を実施し、競争環境等に与える影響に関する分析に資することとする。

2 競争評価における透明性の確保

競争評価のプロセスについて、十分な透明性を確保するとともに、関係各方面の幅広い知見を反映させる観点から、従前の例により、以下の手続等を実施する。

① 意見招請等の実施

実施細目及び評価結果については、意見招請手続を採用する。また、前述のとおり、戦略的評価である「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」、 「事業者間取引が競争に及ぼす影響に関する分析」については評価・分析の実施に先立ち、検討の視点、分析を要する事項等について意見募集(NOI)を行う。

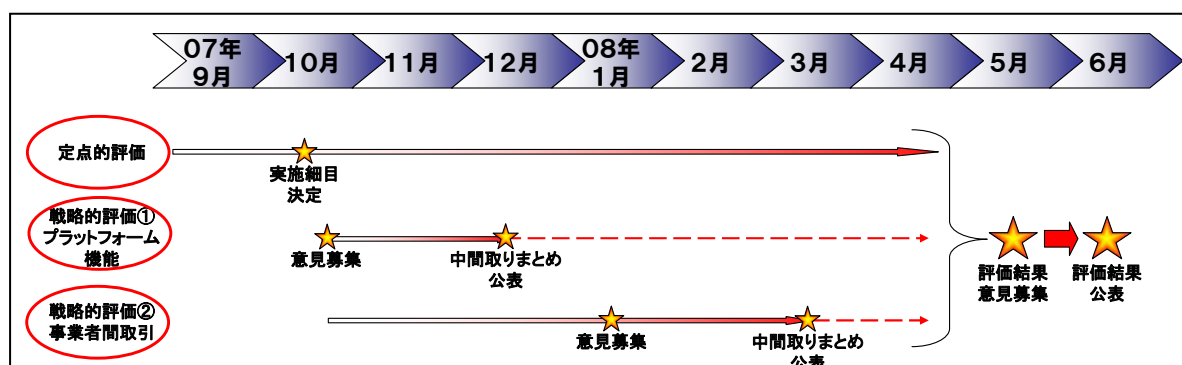
② 競争評価アドバイザーボードの開催

競争評価に係る重要事項の決定について、学識経験者で構成する「競争評価アドバイザーボード」(2006年11月設置)における議論を踏まえることを原則とする。なお、本会合については原則公開とする。

③ その他

議論の透明性確保や関係者の理解促進に資することを目的として、公開カンファレンスや事業者説明会を必要に応じて開催する。

＜今後のスケジュール 概要＞



3 その他

3-1 情報収集

2007年度においても、「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域を引き続きモニタリングすることを主眼として、個人及び法人両方の利用動向調査を実施する。その手段として、2007年度もアンケート調査を採用する。また、事業者から収集する情報については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）等から収集できるものを除いた情報を対象とし、2007年9月末時点のものを原則とする。

なお、戦略的評価である「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」に係るアンケート調査については、別途意見募集を行うこととする。

① 需要者（利用者）側からの情報収集

(1) 個人の利用動向調査

個人の利用動向調査に関し、2007年度の情報収集は、次の方針で実施する。「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域の定点的評価については、郵送によるアンケートを行い、必要に応じてWebアンケートを実施する。

郵送によるアンケートについては、「電気通信サービスモニターに対するアンケート調査」（以下「モニターアンケート」という。）を活用し、インターネットを利用しないユーザを含めた需要側の動向を把握する。一方、Webアンケートは、他のアンケート方法に比べ、所定のサンプル構成に従って所定の有効回答者数を比較的短期間で確保することが容易であるという長所がある上、各領域における様々なサービスについてある程度のサンプル数の確保が可能であることから、実施する場合は、

そのような特徴を生かすように調査を行い、詳細な需要側の動向把握に利用する。
また、戦略的評価については、迅速かつ柔軟な分析を行うために主としてWebアンケートを実施することを検討する。

(2) 法人の利用動向調査

2007年7月から8月にかけて、総務省は日経BP社を通じ、「ブロードバンド／モバイル時代の企業ネットワーク実態調査」を実施した。この調査は、法人向けネットワークサービスの動向に関して、詳細かつ有用な情報を含むものであるため、競争評価では、このアンケート調査で収集したデータを利用する。

② 供給者(事業者)側からの情報収集

2007年度は、これまでの競争評価の実績を踏まえ、「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域について、引き続きモニタリングすることを主眼とした情報収集を行う。また、戦略的評価のテーマについても、事業者等の協力を得ながら必要な情報収集に努める。

事業者等からの情報収集は、具体的には次のように行う。

- (1) 報告規則において提出が義務付けられている情報については、新たに提出を求めない。
- (2) 報告規則で不足する情報は、競争評価独自の調査として必要に応じて収集する。また、関係事業者等からのヒアリング等も活用する。

3-2 市場の画定

電気通信市場は、技術革新が急速であり、サービス市場の外郭を固定的・永続的にとみることは競争状況を的確に把握する上で適当でない。そのため、数年程度の比較的短い周期で市場画定の見直しを検討することが望ましいが、競争評価を継続的に実施していく上では、一旦画定した市場の範囲を過度に頻繁に変更することは避けなければならない。

2007年度においては、市場画定時(「固定電話」は2005年度、「移動体通信」は2004年度、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」は2006年度)から市場の外郭を見直す程の急激な変化が認められないところであるから、原則として従来の市場画定の結果を踏襲する(図1～4参照)。

<市場画定イメージ図>

凡例: 市場 部分市場

図1 固定電話領域の市場画定

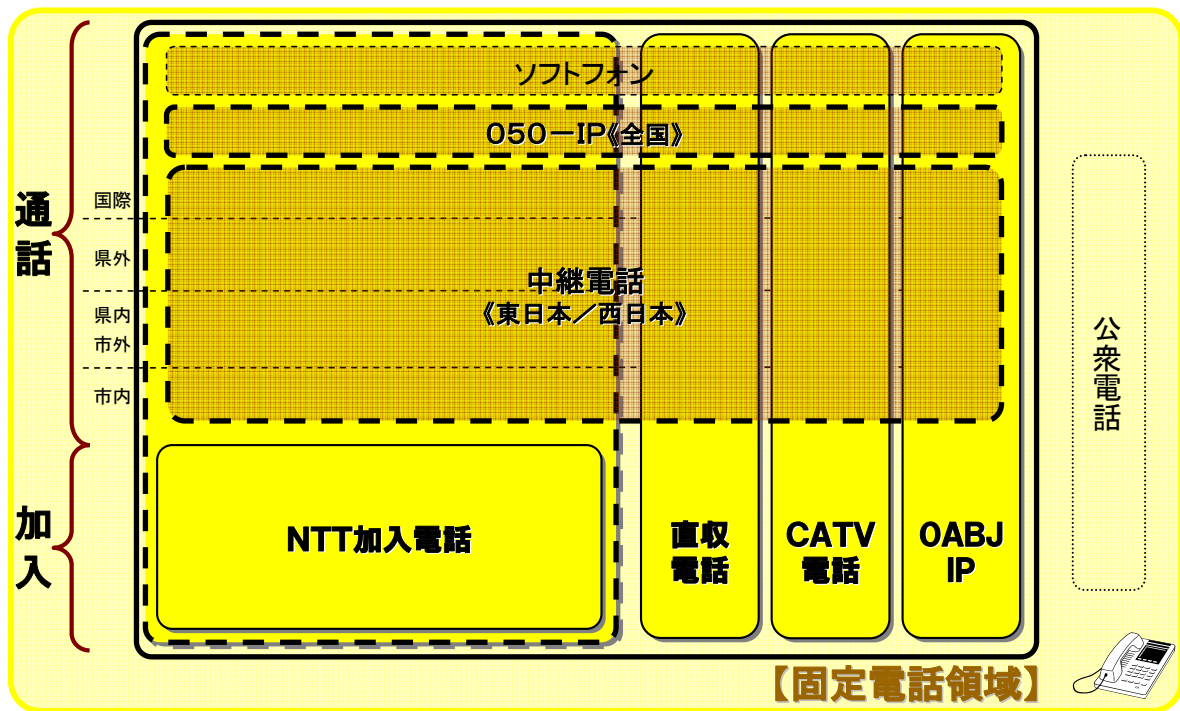


図2 移動体通信領域の市場画定

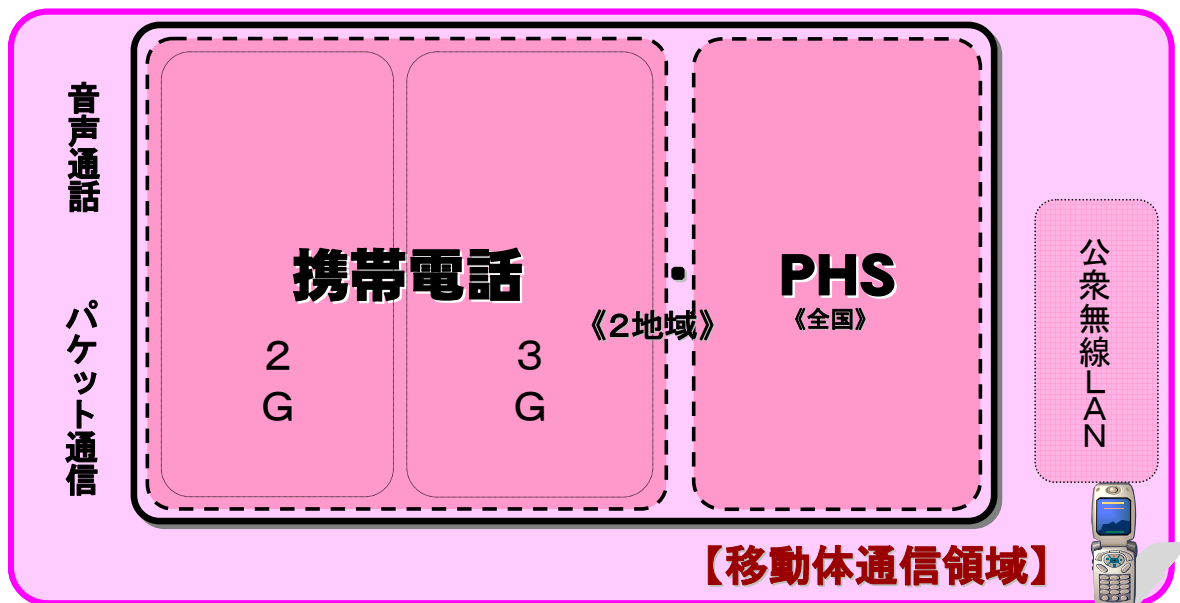


図3 インターネット接続領域の市場画定

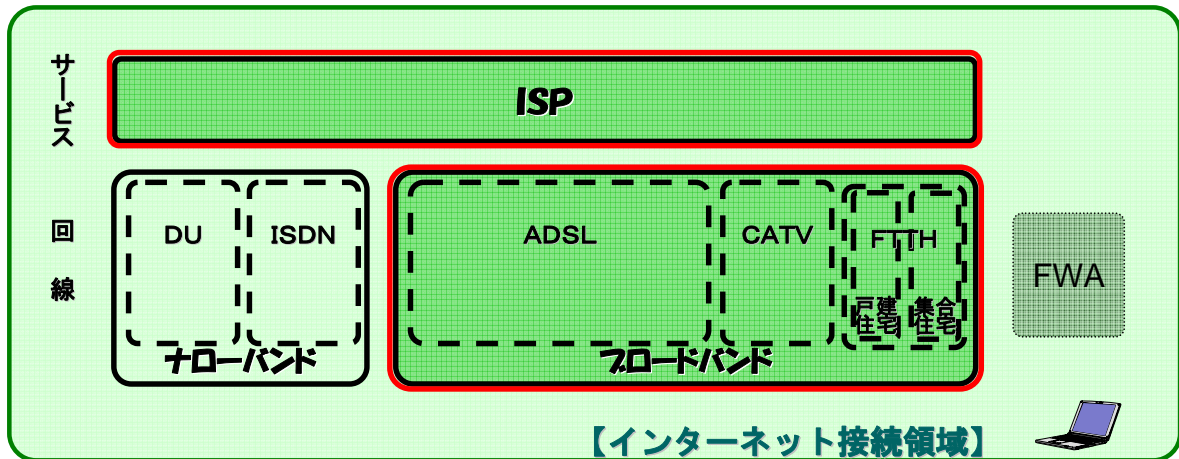
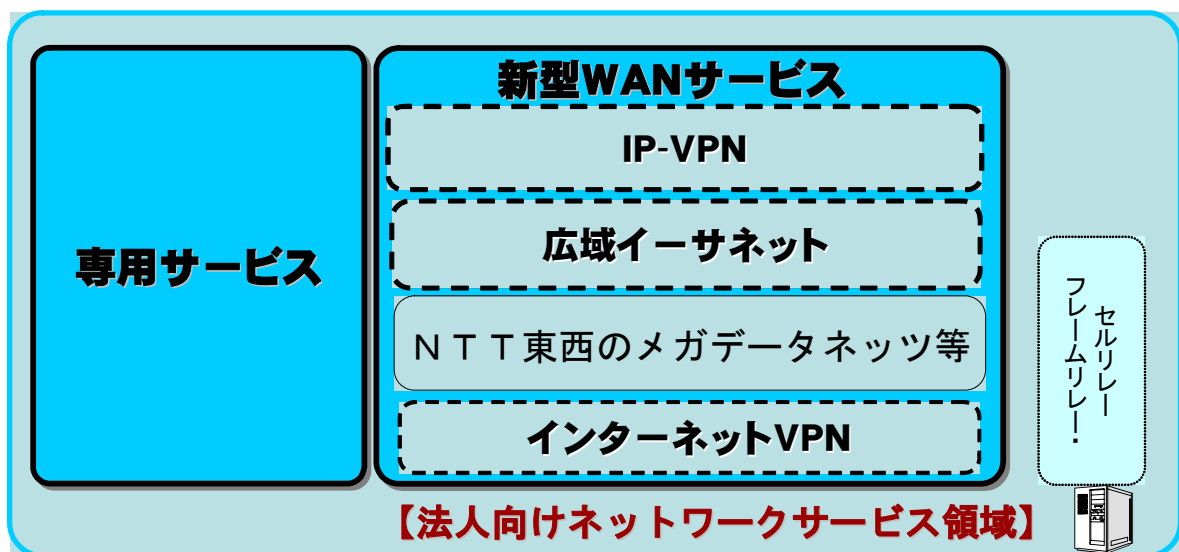


図4 法人向けネットワークサービス領域の市場画定



3-3 実施スケジュール

① アンケート調査の実施

需要者(利用者)側からの情報収集の一環として行う個人向けアンケート調査は、2007年10月～2008年2月を目途に行う。ただし、必要に応じ、随時追加的な調査を実施する。

② 電気通信事業者への情報提出要請

実施細目の決定を経て行う、関係する電気通信事業者に対する調査は2007年11月～12月を目途に実施する。追加的な調査を実施する場合は、必要に応じ個別に要請する。

③ 公開会合の開催

実施細目、評価結果等の意見招請に伴い、競争評価アドバイザリーボードや公開カンファレンス、事業者説明会を適宜開催する。開催内容の詳細については、その都度周知する。

④ データの整理・公表

「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ」を適宜公表するほか、アンケート等で収集した情報は、編集・整理して「電気通信サービスの供給側／需要側の動向調査(市場の現況)」として公表する。

⑤ 評価結果の公表

2007年度の評価結果(案)について、2008年5月を目途に公表し、意見招請を行い、その結果を踏まえて、速やかに確定の上公表する。

需要者(利用者)側から収集する情報とその公表の取扱い

1 情報収集の基本的考え方

「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域等に関する情報を、利用者から収集する。

需要者(利用者)側から収集する情報は、利用者に対するアンケート調査によって、サービスや機能の需要の代替性に関する数量的な分析等を通じて市場の競争状況等を分析する際の一助とする。

なお、競争評価において収集した情報のうち、分析に使用しなかったデータであっても、競争評価の基礎資料として有効な場合があることに留意しなければならない。

2 情報収集の方法

個人と法人の利用者を対象にそれぞれ郵送によるアンケートを実施するほか、必要に応じてWebアンケートを実施する場合がある。

郵送アンケートの実施要領は、別紙1のとおりである。

3 収集した情報の取扱い

アンケート調査結果については、分析に使用した情報は、原則として公表するが、分析に使用しなかったデータや専門機関等と連携して実施したアンケート調査結果については、非公表とする場合がある。

個人向けアンケート調査実施要領

個人の利用者から情報を収集する「電気通信サービスモニターに対するアンケート調査」(以下「モニターアンケート」という。)の実施要領は次のとおり。

1 モニターアンケートの実施方法

① モニターアンケートの実施方法

郵送によるアンケート調査(全2回)

② サンプル数

1,000程度(=有効回答者数)

③ サンプル抽出の方法

各総合通信局及び沖縄総合通信事務所(11か所:北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄)にて電気通信サービスに関心のある20歳以上の男女をモニターとして募集。

2 モニターアンケートの内容

第1回 携帯電話不正利用防止法について、電気通信事業者の個人情報の取扱いについて、電子メール利用について、固定電話について、移動体通信について、固定電話と移動体通信等について

第2回 インターネット接続、他(予定)

3 モニターアンケートの実施時期

第1回は、2007年10月に実施。

第2回は、2008年1月を目途に実施。

法人向けアンケート調査実施要領

法人の利用者から情報を収集する「ブロードバンド／モバイル時代の企業ネットワーク実態調査」(以下「法人向けアンケート」という。)の実施要領は次のとおり。

1 法人向けアンケートの実施方法

日経BP社を通じて、以下のように実施する。

① 法人向けアンケートの実施方法

郵送によるアンケート調査。対象企業にアンケート票を郵送。対象企業から郵送とWebで回答受付。

② サンプル数

全国証券取引所に上場している企業3928社のうちの回答企業:1162社
(回収率:29.6%)

2 法人向けアンケート内容

社内ネットワークに利用する通信サービスと固定電話及びモバイル端末等の利用状況について、現状と今後の方向性等全84問。

3 法人向けアンケートの実施時期

2007年7月～8月

供給者(事業者)側から収集する情報とその公表の取扱い

1 情報収集の基本的考え方

「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域等に関する情報を、事業者から収集する。

収集する情報は、報告規則によって収集される以外の情報を想定しており、最終利用者向けサービスに関する情報を原則としているが、その他可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、各事業者に対して提出を求める。

また、各サービスに関する情報だけではなく、隣接市場との関係に関する情報についても、各事業者に対して必要に応じて情報の提出を求める。

なお、競争評価において収集した情報のうち、分析に有用であった情報については、報告規則に定める等継続的な情報収集に資するようにする必要があるが、分析に使用しなかったデータであっても、競争評価の基礎資料として有効な場合があることに留意しなければならない。

2 報告規則に基づく情報(各事業者に提出を求めない情報)

報告規則によって各事業者から提出されている情報で、競争評価の分析に用いるものは、別表1のとおりである。

3 報告規則以外の情報(各事業者に提出を求める情報)

競争状況の分析を行うために必要な情報については、関係事業者の協力を得ながら情報収集を進めることを原則とする。

収集方法としては、分析を行うために必要であることがあらかじめ予想される情報については、第一次調査として一律に収集するが、必要な場合は、第二次調査又はヒアリングを通じて関係事業者に情報の提供を求める場合がある。

なお、第一次調査として、各事業者に提出を求める情報は、次のとおりである。

(1) 固定電話に関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-1のとおりである。

(2) IP電話に関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-2のとおりである。

(3) 携帯電話・PHSに関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-3のとおりである。

(4) 公衆無線LANサービスに関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-4のとおりである。

(5) MVNOが提供する移動電気通信サービスに関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-5のとおりである。

(6) ADSLサービスに関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-6のとおりである。

(7) FTTHサービスに関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-7のとおりである。

(8) インターネット接続(ISP)サービスに関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-8のとおりである。

(9) 専用サービスに関する情報

提出を求める具体的サービスは、別表2-9のとおりである。

(10) IP-VPNサービスに関する情報

提出を求める具体的サービスは、別表2-10のとおりである。

(11) 広域イーサネットサービスに関する情報

提出を求める具体的サービスは、別表2-11のとおりである。

(12) インターネットVPNサービスに関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-12のとおりである。

(13) コロケーションに関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-13のとおりである。

※ なお、別表中の「卸電気通信役務」とは、他の電気通信事業者へ電気通信事業の用のために提供する役務をいい、「相互接続」とは、接続点を責任分界点として、自らの電気通信役務を提供することをいう(現行の電気通信事業法における扱いと同義とする)。

4 収集した情報の取扱い

競争評価に用いる情報は、原則として、公表する。

ただし、実施細目に基づき情報を収集する際に、事業者から公表できない理由が付されて提出されたものについては、当該事業者からの同意が得られない限り非公表とする。

なお、競争評価を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず事

業者から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等、透明性の確保に努める。

別表1 報告規則に基づく情報

| 対象サービス | 用いる情報 |
|------------------------|--|
| 加入電話・ISDN | 契約数 →都道府県別 通信量 →着信サービス別 |
| 携帯電話・PHS | 契約数 →都道府県別 通信量 →着信サービス別 |
| IP電話 | 利用番号数 →050、0AB～J番号別 通信量 →着信サービス別 |
| インターネット接続サービス | 契約数 →プラン別 |
| FTTHアクセスサービス | 契約数 →都道府県別、共同住宅等とそれ以外別、契約約款等に定める最大通信速度別 |
| DSLアクセスサービス | 契約数 →都道府県別、契約約款等に定める最大通信速度別 |
| CATVアクセスサービス | 契約数 →都道府県別、契約約款等に定める最大通信速度別 |
| FWAアクセスサービス | 契約数 →都道府県別、契約約款等に定める最大通信速度別 |
| 携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス | 契約数 →全国計 |
| 携帯電話・PHSインターネット接続サービス | 契約数 →全国計 |
| IP-VPNサービス | 端末回線数 →全国計、国内端末回線に限る |
| 広域イーサネットサービス | 端末回線数 →全国計、国内端末回線に限る |
| 専用サービスの契約数 | 回線数 →都道府県別 |

| | |
|---------------------|---------------------|
| 公衆無線LANサービスの 契約数 | 契約数 →全国計 |
| 加入者系伝送路設備の 回線数 | 回線数 →単位指定区域別、種類別 |

別表2-1 加入電話(NTT加入電話・直収電話・CATV電話)・ISDN・中継電話

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|--|--|
| <p>加入電話等を提供する電気通信事業者(自ら電気通信回線設備を設置して加入電話等を提供する者)</p> | <p>①契約数(H18年度末、H19. 9末) →「契約数」は、契約約款等に基づき契約した者の数とし、契約約款で定める契約の種別による。 →自ら最終利用者に対して提供した契約数及び卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した契約数の別に再掲。 →優先接続について、都道府県別かつ市内・市外・県外・国際の通話区分別契約数。</p> <p>②提供する卸電気通信役務の種別 →内訳(具体的なサービス名、回線速度別等)</p> <p>③卸電気通信役務の提供料金 →約款等における既定料金 →料金設定、割引要因等、相対契約における提供料金の考え方</p> <p>④接続料 →H18年度の適用額 →料金設定、割引要因等、相対契約における接続料金の考え方</p> <p>⑤接続料収入(H16～18年度) →発信事業者側の役務別(加入電話・ISDN・中継電話、IP電話、携帯電話・PHS)による接続料収入額</p> <p>⑥最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等 →加入者系、中継系について相互接続、卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)の区別と、区別毎による調達先事業者の名称及び調達回線数</p> |

別表2-2 IP電話サービス

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|--|--|
| <p>別表2-2(1)</p> <p>IP電話サービス(※1)を提供する電気通信事業者(電気通信番号規則第9条第1号又は第10条第2号に規定する電気通信番号の指定を受けているものに限る。)</p> <p>(※1)端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう(IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1号又は第10条第2号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。)</p> | <p>①IP電話のために付与している電気通信番号の数(H18.12末、H19.3末、H19.6末、H19.9末) →050、0AB～J番号別の電気通信番号の数 →そのうち、自ら最終利用者に対して付与する電気通信番号及び卸電気通信役務により他の電気通信事業者に付与する電気通信番号の別に再掲。</p> <p>②0AB～J番号の都道府県別利用番号数(H19.3末、H19.6末、H19.9末)</p> <p>③自社のIP網と直接接続、又はNTT東西のIGS(Interconnection Gateway Switch:相互接続用関門交換機)を経由して接続(間接接続)している電気通信事業者(IP電話の提供のために電気通信番号規則に定める第9条第1号又は第10条第2号に規定する電気通信番号の指定を受けているものに限る)の一覧</p> <p>④提供する卸電気通信役務の種別 →内訳(具体的なサービス名、回線速度別等)</p> <p>⑤卸電気通信役務の提供料金 →約款等における既定料金 →料金設定、割引要因等、相対契約における提供料金の考え方</p> <p>⑥接続料 →H18年度の適用額 →料金設定、割引要因等、相互接続料金の考え方</p> <p>⑦接続料収入(H16～18年度) →発信事業者側の役務別(加入電話・ISDN・中継電話、IP電話、携帯電話・PHS)による接続料収入額</p> |

| | |
|---|---|
| <p>別表2—2(2)</p> <p>IP 電話サービスを提供する電気通信事業者(電気通信事業報告規則様式第6の提出があった事業者のうち、IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1号又は第10条第2号に規定する電気通信番号の指定を受けた事業者を除く。)</p> | <p>①電気通信番号の数(H18.12末、H19.3末、H19.6末、H19.9末)</p> <p>→050、0AB～J番号別の電気通信番号の数</p> <p>→IP電話サービスを提供するために利用しているVoIP基盤網を設置している事業者の名称</p> <p>②料金(着信端末別通話料金)</p> |
|---|---|

別表2-3 携帯電話・PHSサービス

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|---|--|
| <p>別表2-3(1) 電気通信回線設備を設置して携帯電話・PHSを提供する電気通信事業者</p> | <p>【携帯電話・PHSサービス全般】</p> <p>①契約数(H17. 3末～H19. 9末の四半期毎) →「契約数」は、契約約款等に基づき契約した者の数とし、契約約款で定める契約の種別による。 →自ら最終利用者に対して提供した契約数及び卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した契約数の別に再掲。 →カード型端末向けプランの契約数を再掲。</p> <p>②事業損益の状況(H17～18年度末) →携帯電話・PHS別の営業収益 →携帯電話・PHS別の営業費用 →ARPU(音声ARPU/データARPU)自社で公表しているもの。</p> <p>③通信量 →MOU(音声伝送役務)自社で公表しているもの。 →月間平均パケット数(データ伝送役務)</p> <p>④提供する卸電気通信役務の種別 →内訳(具体的なサービス名、回線速度別等)</p> <p>⑤卸電気通信役務の提供料金 →約款等における既定料金 →料金設定、割引要因等、相対契約における提供料金の考え方</p> <p>⑥接続料 →H16～18年度適用額 →料金設定、割引要因等、相互接続料の考え方</p> <p>⑦接続料収入(H16～18年度) →発信事業者側の役務別(加入電話・ISDN・中継電話、IP電話、携帯電話・PHS)による接続料収入額</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>⑧最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための線路調達方法等</p> <p>→音声、パケットの別に各区間(携帯電話の場合は、基地局～移動加入者系交換機、移動加入者系交換機～関門(中継系)交換機、関門(中継系)交換機～他事業者との相互接続点)の線路について、所有、相互接続、卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)の区別と、区別毎による調達先事業者の名称及び調達回線数</p> |
| <p>別表2—3(2)</p> <p>基地局を設置して携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス(※2)を提供する電気通信事業者</p> <p>(※2)利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものであって、その伝送方式にパケット伝送方式を用いるものをいう。</p> | <p>【携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス】</p> <p>①契約数(H18.12末～H19.9末)</p> <p>→「契約数」は、契約約款等に基づき契約した者の数とし、契約約款で定める契約の種別による。</p> <p>→自ら最終利用者に対して提供した契約数及び卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した契約数の別に再掲。</p> <p>→四半期毎の定額制料金の契約数(プラン別、全国計)</p> <p>②料金(料金プラン別)</p> |
| <p>別表2—3(2)</p> <p>基地局を設置して携帯電話・PHSインターネット接続サービス(※3)を提供する電気通信事業者</p> <p>(※3)利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端</p> | <p>【携帯電話・PHSインターネット接続サービス】</p> <p>①ブラウザを搭載した携帯電話・PHS端末から接続可能な公式サイト数(H19.9末)</p> <p>→総数</p> <p>→カテゴリー(モバイルランキング、着メロ、ゲーム等)別の公式サイト数を再掲。</p> <p>②インターネット接続のためのネットワーク調達方法</p> <p>→ブラウザフォンサーバからインターネット接続点まで</p> |

| | |
|--|---|
| <p>末系伝送路設備(その一端がブラウザを登載した携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。)及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。</p> | <p>の通信を媒介するISP事業者名及び契約形態</p> |
| <p>別表2—3(4) 電気通信番号規則第5条に規定する事業者識別番号をもつ電気通信事業者</p> | <p>【固定電話発携帯電話着の電話サービス】 ○H18.10～H19.3期、H19.4～9期に取り扱った以下の携帯電話向け通話の総通信回数及び総通信分数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 00X1X2-090(又は080)-CDEF-GHJK ・ 0091N1N2-090(又は080)-CDEF-GHJK |

別表2—4 公衆無線LANサービス

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|---|---|
| <p>公衆無線LANアクセスサービス(※4)を提供する電気通信事業者</p> <p>(※4)利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備(携帯電話及びPHS端末を除く。)と接続されるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務をいう。</p> | <p>①都道府県別基地局数(H19.3末、H19.9末) →設置場所(駅、飲食店、宿泊施設、公共施設、その他)別に再掲。</p> <p>②料金(料金プラン別)</p> |

(注)NTT東日本の提供する「Mフレッツホスト」、「Mフレッツメイト」についても、「公衆無線LANアクセスサービス」とみなして収集する。

別表2—5 MVNOが提供する移動電気通信サービス

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|---|--|
| <p>MVNO(※5)</p> <p>(※5)既存の移動通信事業者(MNO)の提供する電気通信役務としての移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用していない者</p> | <p>①契約数(H19.3末、H19.9末)</p> <p>→「契約数」は、契約約款等に基づき契約した者の数とし、契約約款で定める契約の種別による。</p> <p>→全国計、法人・個人別、ポストペイド・プリペイド別の内訳を再掲。</p> <p>→カード型端末向けプランの契約数を再掲。</p> <p>②通信量(H17年度～19年度)</p> <p>→発着信別の総通信時間、総通信回数</p> <p>→固定電話、携帯電話・PHS、IP電話、公衆電話の発着別の各通信時間、通信回数</p> <p>③料金(料金プラン別、各プランのサービス概要)</p> <p>④最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等</p> <p>→音声、パケットの別に、各区分(携帯電話の場合は、端末、無線基地局、加入者交換機等)に所有、相互接続、卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)の区別と、区別毎による調達先事業者の名称及び調達回線数(または回線帯域及び収容可能回線数)</p> |

別表2-6 ADSLサービス

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|----------------------|---|
| ADSLサービスを提供する電気通信事業者 | <p>①契約数(H16. 3末～H19. 9末) →四半期毎の契約数。このうち、卸電気通信役務として他の電気通信事業者へ提供している契約数を再掲。</p> <p>②提供する卸電気通信役務の種別 →内訳(具体的なサービス名、回線速度別等)</p> <p>③卸電気通信役務の提供料金 →約款等における既定の料金 →料金設定、割引要因等、相対契約における提供料金の考え方</p> <p>④接続料 →H16～18年度の適用額 →料金設定、割引要因等、相互接続料金の考え方</p> <p>⑤最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等 →加入者系、中継系ごとに、所有、IRU、相互接続、卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)の区別と、区別毎による調達先事業者の名称及び調達回線数</p> |

別表2-7 FTTHサービス

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|----------------------|---|
| FTTHサービスを提供する電気通信事業者 | <p>①契約数(H16. 3末～H19. 9末) →四半期毎の契約数。このうち、卸電気通信役務として他の電気通信事業者へ提供している契約数を再掲。</p> <p>②提供する卸電気通信役務の種別 →内訳(具体的なサービス名、回線速度別等)</p> <p>③卸電気通信役務の提供料金 →約款等における既定の料金 →料金設定、割引要因等、相対契約における提供料金の考え方</p> <p>④接続料 →H16～18年度の適用額 →料金設定、割引要因等、相互接続料金の考え方</p> <p>⑤最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等 →加入者系、中継系ごとに、所有、IRU、相互接続、卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)の区別と、区別毎による調達先事業者の名称及び調達回線数</p> |

別表2-8 インターネット接続(ISP)サービス

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|--|--|
| <p>インターネット接続サービス(※6)を提供する電気通信事業者</p> <p>(※6)5万契約以上の電気通信事業者に限る。</p> | <p>①契約数(H14.3末～H19.9末) →四半期毎の契約数。このうち、卸電気通信役務として他の電気通信事業者へ提供している契約数を再掲。</p> <p>②卸電気通信役務 →内訳(具体的なサービス名、回線速度別等)</p> <p>③卸電気通信役務の提供料金 →約款等における既定の料金 →料金設定の基準、割引要因等、相対契約における提供料金の考え方</p> <p>④接続料(注1) →H16～18年度の適用額 →料金設定、割引要因等、相互接続料金の考え方</p> <p>⑤トランジット料金(H16～H18の適用額) →約款等における既定の料金 →料金設定、割引要因等、相対契約におけるトランジット料金の考え方</p> <p>⑥トランジット先(上位プロバイダの名称) →当該トランジット先を選択した理由を別掲。</p> <p>⑦最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等 →加入者系、中継系ごとに、所有、IRU、相互接続、卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)の区別と、区別毎による調達先事業者の名称及び調達回線数</p> |

(注1) ④についてはIXに直接接続している事業者が提出するものとする。

別表2-9 専用サービス

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|---|--|
| <p>専用サービス(※7)を提供する電気通信事業者</p> <p>(※7)電気通信事業報告規則様式第13にて契約数等の報告対象となっている役務をいう。</p> | <p>①契約数(H16. 3末～H19. 9末) →四半期毎の契約数。このうち、卸電気通信役務として他の電気通信事業者へ提供している契約数を再掲。</p> <p>②提供する卸電気通信役務の種別 →内訳(具体的なサービス名、回線速度別等)</p> <p>③卸電気通信役務の提供料金 →約款等における既定の料金 →料金設定、割引要因等、相対契約における提供料金の考え方</p> <p>④接続料 →H16～18年度の適用額 →料金設定、割引要因等、相互接続料金の考え方</p> <p>⑤最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等 →IRU、相互接続、卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)の区別と、区別毎による調達先事業者の名称及び調達回線数</p> |

別表2-10 IP-VPNサービス

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|--|---|
| <p>IP-VPNサービスを提供する電気通信事業者(※8)</p> <p>(※8)電気通信事業報告規則様式第11の提出対象となっている電気通信事業者とする。</p> | <p>①端末回線数(H16.3末～H19.9末) →四半期毎の端末回線数。このうち、卸電気通信役務として他の電気通信事業者へ提供している端末回線数を再掲。</p> <p>②提供する卸電気通信役務の種別 →内訳(具体的なサービス名、回線速度別等)</p> <p>③卸電気通信役務の提供料金 →約款等における既定の料金 →料金設定、割引要因等、相対契約における提供料金の考え方</p> <p>④最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等 →IRU、相互接続、卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)の区別と、区別毎による調達先事業者の名称及び調達回線数</p> |

別表2-11 広域イーサネットサービス

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|--|--|
| <p>広域イーサネットサービスを提供する電気通信事業者(※9)</p> <p>(※9)電気通信事業報告規則様式第11の提出対象となっている電気通信事業者とする。</p> | <p>①端末回線数(H16.3末～H19.9末) →四半期毎の端末回線数。このうち、卸電気通信役務として他の電気通信事業者へ提供している端末回線数を再掲。</p> <p>②提供する卸電気通信役務の種別 →内訳(具体的なサービス名、回線速度別等)</p> <p>③卸電気通信役務の提供料金 →約款等における既定の料金 →料金設定、割引要因等、相対契約における提供料金の考え方</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>④最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等</p> <p>→IRU、相互接続、卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)の区別と、区別毎による調達先事業者の名称及び調達回線数</p> |
|--|---|

別表2-12 インターネットVPNサービス

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|---|--------------------------------|
| <p>インターネットVPNサービス(※10)を提供する電気通信事業者</p> <p>(※10)自らVPN機器の設置、保守・管理を行うサービス及びVPN機器と機器管理システムの提供のみを行いユーザによる設置、保守・管理を可能とするサービスを対象とする。</p> | <p>○端末回線数(H19. 3末、H19. 9末)</p> |

別表2-13 コロケーション(他の電気通信事業者施設への自社設備の設置)

| 調査対象者 | 収集する情報 |
|--|--|
| <p>別表2-13(1)</p> <p>他事業者による電気通信設備の設置のために、自社が所有する局舎等の一部を貸与している電気通信事業者</p> | <p>①提供先事業者数(H14~H18年度)</p> <p>②提供料金 →約款等における既定の料金 →料金設定、割引要因等、相対契約における提供料金の考え方</p> <p>③コロケーション収入額(H14~H18年度)</p> |
| <p>別表2-13(2)</p> <p>他事業者が所有する局舎等に、自己の電気通信設備を設置して電気通信役務を提供している電気通信事業者</p> | <p>○コロケーション先の事業者名</p> |